

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

1. 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。

2. 利用対象

- (1) 0歳6か月から満3歳未満の、保育所等に通っていないこども。
- (2) 1か月当たり一定時間（10時間）を上限に利用可能。

※月10時間は国の補助基準額上の上限として定められている。

3. 実施者

市町村または市町村が認可した事業者。

4. 実施場所

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設 等

5. 実施方法

- (1) 余裕活用型…保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う。
- (2) 一般型……定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う。

6. こども誰でも通園制度総合支援システム

制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、各市町村・施設・利用者が利用できる「こども誰でも通園制度総合支援システム」が運用開始。

- (1) 予約管理……利用者の予約機能
- (2) データ管理…市町村による利用状況の確認や、事業者によるこどもの情報の把握機能
- (3) 請求書発行…事業者から市町村への請求書発行機能

7. 長浜市の一時預かりなどの取組

(1) 一時預かりサービス事業

- ・原則0歳6か月以上の未就園児（市内在住）が対象。
- ・8時30分～16時30分までの時間で、1日または半日の利用。
- ・1か月当たり14日以内の利用が可能（リフレッシュ利用は月1回（半日又は1日））。
- ・六荘認定こども園、びわ認定こども園、にしあざい認定こども園の3か所で実施。
レイモンド長浜こども園、小谷こども園の私立園でも実施（利用時間等は異なる）。

(2) パパママ・リフレッシュ託児事業

- ・0歳6か月から満4歳未満の未就園児（市内在住）が対象。
- ・9時～16時までの時間で、1回の利用につき最長4時間まで。
- ・1か月当たり4回まで利用が可能（最大16時間）。
- ・サンサンランド、あいあいらんど、のんびりぴよこの3か所の子育て支援センターで実施。
- ・令和7年度は全国に先駆けて「長浜版こども誰でも通園制度」として実施している。

8. 今後のスケジュール

こども誰でも通園制度は、国の定める基準に従い令和8年度から全国各市町村で実施されることから、本市においても今年度中に「設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定予定。

こども^{☆☆}誰^Qでも^{☆☆} 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について](#) | こども家庭庁

利用の方法について

申請方法は市町村ごとに異なります。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

利用者による申請

市町村による認定

決定通知受理

事前面談予約

事前面談

施設の利用

事業所内で実施

事業所との事前面談の予約はシステムで行うことが可能です。